5月は消費者月間です

伊勢市消費生活センター

伊勢市消費生活センター〔市役所東館・3階 商工労政課内〕（TEL21-5717 FAX22-5014）
相談日時 月～金曜日（祝日・振替休日・年末年始を除く）9:00～12:00・13:00～16:00

皆さんは「グリーンコンシューマー」という言葉をご存じですか？グリーンコンシューマーとは環境をイメージした「グリーン」と消費者を意味する「コンシューマー」をかけ合わせてできた造語で、地球のことを考え環境に配慮した消費行動をする人のことを指します。 世界中で環境汚染や地球温暖化といった問題が深刻化の一途をたどる中、かけがえのない地球を守り、持続可能な社会を将来世代に引き継いでいくためには、私たち消費者が地球環境に配慮した消費行動を選択していくことが求められています。

令和７年度「消費者月間」の統一テーマ

「明日の地球を救うため、消費者にできること」
グリーン志向消費～どのグリーンにする？～

グリーンコンシューマー全国ネットワークが作成した「グリーンコンシューマーの買い物10の原則」のうち、今日からでも取り組める日常の買い物で実践できる３つを紹介します（詳しくは「認定NPO法人環境市民」のホームページをご覧ください）。これを参考に、どんな消費行動が地球環境にとって良い行動なのか、自身の消費行動を振り返ったり、考えたり、家族や友人と話し合ったりしてみましょう。

原則１

必要なものを必要なだけ買う

《取り組みの具体例》
- 余分なものは購入しないようにしよう
- 衝動買いはやめよう
- 外食では食べきれる量を注文しよう

原則２

使い捨て商品ではなく、長く使えるものを選ぶ

《取り組みの具体例》
- 流行よりも耐久性が優れている商品を選ぼう
- 交換パーツが手に入る商品を選ぼう

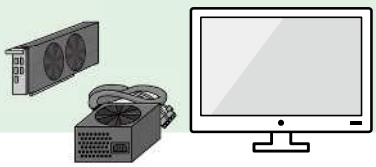

原則３

容器や包装はないものを優先し、次に最小限のもの、容器は再使用できるものを選ぶ

《取り組みの具体例》
- 量り売りや裸売りの商品を選ぼう
- 簡易包装の商品を選ぼう
- マイバックなどを利用しよう

消費生活センターは、さまざまな消費者トラブルの相談窓口です。消費者と事業者の間で起きたトラブルについて、専門の相談員が解決のための助言や、必要に応じてあっせんを行っています。困ったときや分からないことがあるときは、一人で悩まず気軽に相談してください。

有料広告

片付け仕事 不用品の処分 家具移動 タンス1本から 遺品整理
引越のことなら 地元の当社に おまかせ下さい!!
見積り無料
小さなものからまるごと1軒まで
0120 FreeDial 0120-28-3001
つた運輸
http://www.tsutaunyu.jp/